

# 判例研究 「急迫不正の侵害」の継続について

## 1. 事実の概要

平成 23 年 1 月 22 日午後 11 時 45 分ごろ、大阪府中央区内の交差点において、普通乗用自動車を運転していた被告人は信号待ちのため先行車両に追従していったん停止した。そして、被告人は発信進行する際に A にクラクションを鳴らしたが、これに立腹した A が被告人運転席側ドアノブをつかむと被告人車両右側方を併走させた。にもかかわらず、被告人は時速約 37 キロメートルに加速しつつ A を走行させたうえ、交差点内で路上に転倒した A を轢過するに至った。A は外傷性くも膜下出血脳挫傷などの傷害を負い、同月 25 日に搬送先の病院において前記傷害により死亡した。

検察は A を併走させた被告人の行為に①暴行の故意を認めて傷害致死罪(205 条)を、②故意が認められない場合には自動車の運転に関する過失を認め自動車運転過失致死罪(210 条 2 項)を主張した。

## 2. 判旨<sup>ii</sup>

大阪地方裁判所は、故意ではなく過失があったとして自動車運転過失致死罪の構成要件に該当するとしつつ、正当防衛が成立するとして被告人を無罪とした。以下は「急迫不正の侵害」に関する当裁判所の判断。

「そして、被告人車両が④交差点を左折した後に加速し、その結果、A が一旦被告人車両から離れたとしても、その加速時間は短時間で、その後、被告人車両は減速し、⑤地点付近ではほぼ停止状態となっており、遅くとも⑥交差点南側停止線手前付近では、現に、A は、被告人車両に追いついて、被告人車両運転席側ドアノブ付近をつかんで並走していた。また、A は、③地点から④交差点に至るまで執ように攻撃等を継続しており、④交差点で被告人車両が左折した際に被告人車両から一旦離れた際にも、すぐに被告人車両に追いついて攻撃等を継続していた。したがって、⑤地点付近においても、A が被告人車両を追いかけて、追いつけば以前と同じような行動を再開することは十分に考えられる。そうすると、客観的にみると、⑤地点付近においても、被告人らの生命や身体に対する危険が差し迫り、被告人が A に対して何らかの行為に出ることが正当化される緊急状態は終了したとはいえず、なお継続していたといえる。」

## 3. 解説

本判決は、⑤地点で A が被告人車両から離れ一時的に攻撃が止んでも(a)⑥交差点で攻撃が再開されたこと(b)直前までの執拗な攻撃とすぐに攻撃を継続し直したことを考慮し、⑤地点においても車両から離れていなければ攻撃があったとして、なお「侵害」が継続していると判断した。

侵害の継続について判例は、侵害者が踊り場の手すりに身を乗り出し攻撃が困難な姿勢であったとしても、加害意思がなお存在し姿勢を立て直したうえで再度の攻撃に及ぶことが考えられるとして、未だに侵害が継続していたと判断した(最高裁判所第 2 小法廷平成 9 年 6 月 16 日判決)。

平成 9 年判決は身を乗り出した侵害者を被侵害者が突き落した事例であり、実際に侵害が再開されたか否かの点で本事例と異なるに過ぎない。そして、本判決は直前の執拗な攻撃とすぐに再開された事実を踏まえ、「⑤地点付近においても、A が被告人車両を追いかけて、追いつけば依然と同じような行動を再開することは十分に考えられる」として車両から離れ攻撃が困難な状況であっても A の被告人に対する攻撃の意思が存在すると主観面を認め、A の行為を「客観的にみると」を裏打ちしたと考える。

本判決は侵害者の攻撃意思の継続と攻撃の再開(可能性)の有無で「侵害」の継続を判断し、平成 9 年判決の考えを踏襲したと筆者は考える。

以上

<sup>i</sup> 平成 24 年 3 月 16 日 大阪地方裁判所第 1 刑事部 平成 23 年(わ)第 558 号。

<sup>ii</sup> ③地点:大阪府中央区内の路上。

④交差点:大阪府中央区内の交差点(⑥交差点とは別の交差点である)。

⑤地点:大阪府中央区内の交差点南方約 27.7m 手前付近。

⑥交差点:⑤地点の交差点。